

議案第30号

新居浜市建築関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市建築関係手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年3月6日提出

新居浜市長 古川拓哉

新居浜市建築関係手数料条例の一部を改正する条例

新居浜市建築関係手数料条例（平成12年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「申請」を「申請又は通知」に改め、同条第2項ただし書中「、申請」を「、申請又は通知」に、「以下」を「次項において」に、「申請書」を「申請書又は通知書」に改め、同条第3項中「申請書」を「申請書又は通知書」に改める。

第4条第3項中「次の各号のいずれかに該当する者」を「新居浜市が行う事業」に改め、同項各号を削る。

別表第1の1の項を次のように改める。

1	建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第6条第1項（法第87条第1項において	建築物確認申請等手数料	次に掲げる建築物の区分に応じ、申請又は通知1件につき、それぞれ次に定める額とする。 （1）建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下この項、5の項及び9の項において「建築物エネルギー消費性能基準」という。）に適合するかどうかの審査を受けない建築物次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額
---	--	-------------	--

<p>準用する場合を含む。)の規定に基づく確認の申請又は法第18条第2項(法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく計画の通知に対する審査</p>		<p>ア 30平方メートル以内のもの 9,000円</p> <p>イ 30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 15,000円</p> <p>ウ 100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 22,000円</p> <p>エ 200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの 29,000円</p> <p>オ 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 51,000円</p> <p>カ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 72,000円</p> <p>キ 2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 211,000円</p> <p>ク 10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの 355,000円</p> <p>ケ 50,000平方メートルを超えるもの 687,000円</p> <p>(2) 建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかの審査を受ける建築物 次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 30平方メートル以内のもの 24,000円</p> <p>イ 30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 30,000円</p> <p>ウ 100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 37,000円</p> <p>エ 200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの 57,000円</p> <p>オ 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 96,000円</p> <p>カ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 117,000円</p> <p>キ 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 281,000円</p> <p>ク 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 302,000円</p> <p>ケ 10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの 446,000円</p> <p>コ 50,000平方メートルを超えるもの 778,000円</p>
--	--	--

別表第1の3の項事務の欄中「に係る計画に同法」を「若しくは法第18条第2項の

規定に基づく計画の通知に係る計画に法」に、「おける同法」を「おける法」に、「に対する審査及び同法」を「の当該部分若しくは法第18条第2項の規定に基づく計画の通知の当該部分又は法」に、「準用する同法」を「準用する法」に、「の確認の申請」を「の確認の申請若しくは法第87条の4において準用する法第18条第2項の規定に基づく建築設備の計画の通知」に改め、同項名称の欄中「建築設備確認申請手数料」を「建築設備確認申請等手数料」に改め、同項金額の欄中「6,000円」を「7,000円」に改め、同表4の項事務の欄中「及び」を「若しくは」に、「同法」を「法」に、「申請」を「申請又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する法第18条第2項の規定に基づく工作物の計画の通知」に改め、同項名称の欄中「工作物確認申請手数料」を「工作物確認申請等手数料」に改め、同表5の項を次のように改める。

5	法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請又は法第18条第20項の規定に基づく完了の通知に対する審査	建築物完了検査申請等手数料	<p>次に掲げる建築物の区分に応じ、申請又は通知1件につき、それぞれ次に定める額とする。</p> <p>(1) 建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかの検査を受けない建築物 次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 30平方メートル以内のもの 14,000円</p> <p>イ 30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 17,000円</p> <p>ウ 100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 23,000円</p> <p>エ 200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの 31,000円</p> <p>オ 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 52,000円</p> <p>カ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 71,000円</p> <p>キ 2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 166,000円</p> <p>ク 10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの 268,000円</p> <p>ケ 50,000平方メートルを超えるもの 528,000円</p> <p>(2) 建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかの検査を受ける建築物 次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 30平方メートル以内のもの 20,000円</p>
---	--	---------------	--

			円
			イ 30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 23,000円
			ウ 100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 29,000円
			エ 200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの 42,000円
			オ 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 72,000円
			カ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 103,000円
			キ 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 263,000円
			ク 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 320,000円
			ケ 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 462,000円
			コ 25,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの 511,000円
			サ 50,000平方メートルを超えるもの 771,000円

別表第1の6の項事務の欄中「に係る建築物に同法」を「若しくは法第18条第20項の規定に基づく完了の通知に係る建築物に法」に、「おける同法」を「おける法」に、「に対する審査及び同法」を「若しくは法第18条第20項の規定に基づく完了の通知又は法」に、「準用する同法」を「準用する法」に、「の完了検査の申請」を「の完了検査の申請若しくは法第87条の4において準用する法第18条第20項の規定に基づく建築設備の完了の通知」に改め、同項名称の欄中「建築設備完了検査申請手数料」を「建築設備完了検査申請等手数料」に改め、同表7の項事務の欄中「及び」を「若しくは」に、「同法」を「法」に、「申請」を「申請又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する法第18条第20項の規定に基づく工作物の完了の通知」に改め、同項名称の欄中「工作物完了検査申請手数料」を「工作物完了検査申請等手数料」に改め、同表8の項事務の欄中「申請」を「申請又は法第18条第28項の規定に基づく特定工程の終了の通知」に改め、同項名称の欄中「建築物中間検査申請手数料」を「建築物中間検査申請等手数料」に改め、同項金額の欄中「中間検査申請」を「申請又は通知」に改め、同欄第4号中「500平方メートル」を「300平方メートル」に、「33,000

円」を「34,000円」に改め、同欄第5号中「500平方メートル」を「300平方メートル」に改め、同欄第7号中「165,000円」を「166,000円」に改め、同欄第8号中「268,000円」を「269,000円」に改め、同欄第9号中「551,000円」を「554,000円」に改め、同表9の項を次のように改める。

9	<p>法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請（法第7条の3第1項の特定工程に係るものに限る。）又は法第18条第20項の規定に基づく完了の通知（法第7条の3第1項の特定工程に係るものに限る。）に対する審査</p>	<p>特定工程に係る建築物完了検査申請等手数料</p>	<p>次に掲げる建築物の区分に応じ、申請又は通知1件につき、それぞれ次に定める額とする。</p> <p>(1) 建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかの検査を受けない建築物 次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 30平方メートル以内のもの 14,000円</p> <p>イ 30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 17,000円</p> <p>ウ 100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 22,000円</p> <p>エ 200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの 30,000円</p> <p>オ 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 50,000円</p> <p>カ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 66,000円</p> <p>キ 2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 161,000円</p> <p>ク 10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの 263,000円</p> <p>ケ 50,000平方メートルを超えるもの 524,000円</p> <p>(2) 建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかの検査を受ける建築物 次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 30平方メートル以内のもの 20,000円</p> <p>イ 30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 23,000円</p> <p>ウ 100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 28,000円</p> <p>エ 200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの 41,000円</p> <p>オ 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 70,000円</p>
---	---	-----------------------------	---

		カ	1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	98,000円
		キ	2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	258,000円
		ク	5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	315,000円
		ケ	10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	457,000円
		コ	25,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	506,000円
		サ	50,000平方メートルを超えるもの	767,000円

別表第1に備考として次のように加える。

備考

1 1の項の床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める面積について算定する。

(1) 建築物を建築する場合（次号に掲げる場合及び移転する場合を除く。） 当該建築に係る部分の床面積

(2) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。） 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）

(3) 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1

(4) 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1

2 5の項及び9の項の床面積の合計は、建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあつては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあつては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。

別表第2の1の項事務の欄中「第18条第24項第1号若しくは第2号（同法）」を

「第18条第38項第1号若しくは第2号（これらの規定を法」に改め、同表9の項事務の欄中「同法」を「法」に改め、同項金額（1件につき）の欄中「169,000円」を「170,000円」に改め、同表10の項、15の項及び43の項事務の欄中「同法」を「法」に改め、同表46の項事務の欄中「第28条の4第3項第6号、第7号ロ」を「第28条の4第3項第6号若しくは第7号ロ」に、「第63条第3項第6号、第7号ロ」を「第63条第3項第6号若しくは第7号ロ」に改め、同表47の項金額（1件につき）の欄第3号イ中「に掲げる建築物の建築、修繕又は模様替に係る部分の」を「（1）又は（2）に掲げる」に、「それぞれ同欄に規定するところにより算定した」を「それぞれ」に改め、同表49の項金額（1件につき）の欄第2号イ中「に掲げる建築物の建築、修繕又は模様替に係る部分の」を「（1）又は（2）に掲げる」に、「それぞれ同欄に規定するところにより算定した」を「それぞれ」に改め、同表52の項及び53の項事務の欄中「審査（」を「審査（同条例）」に改め、同表54の項金額（1件につき）の欄第1号ア及びイを次のように改める。

ア 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に掲げる基準に適合する旨を示す書面として市長が定めるものの交付を受けている場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額

（ア）住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分（以下この項及び56の項において「非住宅部分」という。）を有しないものに限る。以下この項及び56の項において同じ。） 申請に係る住戸の数について、次に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- a 1戸 6,100円
- b 2戸以上4戸以下 11,900円
- c 5戸以上15戸以下 25,000円
- d 16戸以上45戸以下 55,400円
- e 46戸以上 99,000円

（イ）非住宅建築物（人の居住の用に供する部分を有しない建築物をいう。以下この項及び56の項において同じ。） 床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- a 300平方メートル未満 11,800円

- b 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 20,300円
- c 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 32,800円
- d 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 97,600円
- e 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 154,200円
- f 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 194,700円
- g 25,000平方メートル以上 243,200円

(ウ) 複合建築物（住宅の部分及び非住宅部分を有する建築物をいう。以下この項及び56の項において同じ。） 次に掲げる申請の対象とする範囲の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- a 住宅の部分 申請に係る住戸の数について、（ア）に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ（ア）に定める額
- b 非住宅部分 床面積の合計について、（イ）に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ（イ）に定める額
- c 住宅の部分及び非住宅部分 次に掲げる額を合算した額
 - （a）申請に係る住戸の数について、（ア）に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ（ア）に定める額と同一の額
 - （b）非住宅部分の床面積の合計について、（イ）に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ（イ）に定める額と同一の額

イ その他の場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額

（ア）住宅 次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- a b又はcの基準以外の基準による審査 申請に係る住戸の数について、次に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - （a）1戸（床面積の合計が200平方メートル未満の住戸に限る。）
41,700円
 - （b）1戸（床面積の合計が200平方メートル以上の住戸に限る。）

46,600円

(c) 2戸以上4戸以下 83,900円

(d) 5戸以上15戸以下 139,900円

(e) 16戸以上45戸以下 238,300円

(f) 46戸以上 341,700円

b 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第10条第2号イ（2）及びロ（2）に掲げる基準による審査申請に係る住戸の数について、次に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a) 1戸（床面積の合計が200平方メートル未満の住戸に限る。）

21,500円

(b) 1戸（床面積の合計が200平方メートル以上の住戸に限る。）

23,100円

(c) 2戸以上4戸以下 40,200円

(d) 5戸以上15戸以下 69,500円

(e) 16戸以上45戸以下 125,800円

(f) 46戸以上 190,400円

c 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ（1）及びロ（2）に掲げる基準又は同号イ（2）及びロ（1）に掲げる基準による審査申請に係る住戸の数について、次に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a) 1戸（床面積の合計が200平方メートル未満の住戸に限る。）

31,200円

(b) 1戸（床面積の合計が200平方メートル以上の住戸に限る。）

34,500円

(c) 2戸以上4戸以下 62,000円

(d) 5戸以上15戸以下 104,300円

(e) 16戸以上45戸以下 181,600円

(f) 46戸以上 265,700円

(イ) 非住宅建築物 次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a bの基準以外の基準による審査 次に掲げる主要な用途の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a) 工場、倉庫その他これらに類する用途（以下この項及び56の項において「工場等の用途」という。） 非住宅部分の床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

i 300平方メートル未満 28,000円

ii 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 37,700円

iii 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 52,300円

iv 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 123,500円

v 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 182,500円

vi 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 225,400円

vii 25,000平方メートル以上 278,800円

(b) その他の用途 非住宅部分の床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

i 300平方メートル未満 275,600円

ii 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 345,200円

iii 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 445,500円

iv 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 635,700円

v 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 782,900円

vi 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満
925,400円

vii 25,000平方メートル以上 1,055,600円

b 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準による審査 次に掲げる主要な用途の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a) 工場等の用途 非住宅部分の床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

i 300平方メートル未満 23,100円

ii 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 32,400円

iii 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 45,800円

iv 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 115,400円

v 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満
173,600円

vi 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満
215,700円

vii 25,000平方メートル以上 267,500円

(b) その他の用途 非住宅部分の床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

i 300平方メートル未満 105,700円

ii 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 134,400円

iii 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 176,900円

iv 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 286,100円

v 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満
373,500円

vi 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満
448,800円

vii 25,000平方メートル以上 526,400円

(ウ) 複合建築物 次に掲げる申請の対象とする範囲の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 住宅の部分 申請に係る住戸の数について、(ア) a、b又はcに掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ(ア) a、b又はcに定める額

b 非住宅部分 床面積の合計について、(イ) a (a)若しくは(b)又はb (a)若しくは(b)に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ(イ) a (a)若しくは(b)又はb (a)若しくは(b)に定める額

c 住宅の部分及び非住宅部分 次に掲げる額を合算した額

(a) 申請に係る住戸の数について、(ア) a、b又はcに掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ(ア) a、b又はcに定める額と同一の額

(b) 非住宅部分の床面積の合計について、(イ) a (a)若しくは(b)又はb (a)若しくは(b)に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ(イ) a (a)若しくは(b)又はb (a)若しくは(b)に定める額と同一の額

別表第2の54の項金額(1件につき)の欄第2号イ中「に掲げる建築物の建築、修繕又は模様替に係る部分の」を「(1)又は(2)に掲げる」に、「それぞれ同欄に規定するところにより算定した」を「それぞれ」に改め、同表55の項金額(1件につき)の欄第2号イ中「に掲げる建築物の建築、修繕又は模様替に係る部分の」を「(1)又は(2)に掲げる」に、「それぞれ同欄に規定するところにより算定した」を「それぞれ」に改め、同表56の項事務の欄中「第12条第1項及び第13条第2項」を「第11条第1項又は第12条第2項」に改め、同項金額(1件につき)の欄第1号中「掲げる審査」を「掲げる建築物」に改め、同号ア及びイを次のように改める。

ア 住宅 次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) (イ)又は(ウ)の基準以外の基準による審査 申請に係る住戸の数について、54の項金額(1件につき)の欄(1)イ(ア) aに掲げる戸数の区分に

応じ、それぞれ当該手数料の額と同一の額

(イ) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準による審査申請に係る住戸の数について、54の項金額(1件につき)の欄(1)イ(ア)bに掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額と同一の額

(ウ) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)に掲げる基準又は同号イ(2)及びロ(1)に掲げる基準による審査申請に係る住戸の数について、54の項金額(1件につき)の欄(1)イ(ア)cに掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額と同一の額

イ 非住宅建築物 次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) (イ)の基準以外の基準による審査 54の項金額(1件につき)の欄(1)イ(イ)aに掲げる主要な用途の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額と同一の額

(イ) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに掲げる基準による審査 54の項金額(1件につき)の欄(1)イ(イ)bに掲げる主要な用途の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額と同一の額

別表第2の56の項金額(1件につき)の欄第1号に次のように加える。

ウ 複合建築物 次に掲げる申請の対象とする範囲の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 住宅の部分 申請に係る住戸の数について、54の項金額(1件につき)の欄(1)イ(ア)a、b又はcに掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額と同一の額

(イ) 非住宅部分 床面積の合計について、54の項金額(1件につき)の欄(1)イ(イ)a(a)若しくは(b)又はb(a)若しくは(b)に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額と同一の額

(ウ) 住宅の部分及び非住宅部分 次に掲げる額を合算した額

a 申請に係る住戸の数について、54の項金額(1件につき)の欄(1)イ(ア)a、b又はcに掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額と同一の額

b 非住宅部分の床面積の合計について、54の項金額（1件につき）の欄（1）イ（イ）a（a）若しくは（b）又はb（a）若しくは（b）に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額と同一の額

別表第2の56の項金額（1件につき）の欄第2号中「、（1）イ（ア）」を「、54の項金額（1件につき）の欄（1）イ（イ）b（a）」に、「（1）イ（ア）に定める」を「当該手数料の」に改め、同表57の項事務の欄中「第12条第2項及び第13条第3項」を「第11条第2項又は第12条第3項」に改め、同表58の項事務の欄中「第11条」を「第13条」に改め、同表59の項事務の欄中「第34条第1項」を「第29条第1項」に改め、同項金額（1件につき）の欄第1号ア中「第34条第3項」を「第29条第3項」に改め、同号ア（ア）及び（イ）を次のように改める。

（ア）建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項第1号に掲げる基準に適合する旨を示す書面として市長が定めるものの交付を受けている場合 54の項金額（1件につき）の欄（1）アに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額と同一の額

（イ）その他の場合 54の項金額（1件につき）の欄（1）イに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額と同一の額

別表第2の59の項金額（1件につき）の欄第1号イ中「第34条第3項」を「第29条第3項」に改め、同欄第2号中「同法」を「法」に改め、同号イ中「金額の欄」を「金額の欄（1）又は（2）」に、「建築物の建築、移転、修繕若しくは模様替又は用途の変更に係る部分」を「床面積の合計」に、「それぞれ同欄に規定するところにより算定した」を「それぞれ」に改め、同表60の項事務の欄中「第36条第1項」を「第31条第1項」に改め、同項金額（1件につき）の欄第2号中「同法」を「法」に改め、同号イ中「金額の欄」を「金額の欄（1）又は（2）」に、「建築物の建築、移転、修繕若しくは模様替又は用途の変更に係る部分」を「床面積の合計」に、「それぞれ同欄に規定するところにより算定した」を「それぞれ」に改め、同表61の項を削る。

別表第3の2の項事務の欄中「同法」を「法」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部改正に伴う建築確認等の審査範囲の拡大等により、受益者負担の適正化を図ることを目的として、建築関係手数料の額を改定するため、及び所要の条文整備を行うため、本案を提出する。